

Title	労働者意識についての若干の問題 (中) : 四工場の調査を素材として
Sub Title	Problems on the labour consciousness : research for the factories
Author	青沼, 吉松
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.7 (1954. 7) ,p.720(18)- 736(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19540701-0018
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540701-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

労働者意識についての

若干の問題(中)

—四工場の調査を素材として—

青 沼 吉 松

本誌四月號所載の本論文の「上」では、労働者についての社会心理的問題を研究するための前提として、彼らが置かれている社会的環境の分析を主として取扱った。以下、まずこの研究が労働者意識のいかなる面を、どのような手續で處理し、分析したかについて、次にこの分析がいかなる假設乃至は見透しをもつて行われたかについて述べる。

二、

1・われわれの生活には、(1)組合は絶対に必要である。(2)組合がなくても別に差支えない。——(1)が+、(2)が-となる。この項目に+の解答をなすのは、近代的労働者として當然のことであろう。(2)必要とする組合の性格は10項目で問題とされる。

(1) 経営家族主義を問題とする項目は、次の四つである。
3・経営者は家族で云えば親のようなものであると云う考え方について、あなたは、(1)賛成。(2)反対。——(1)が-、(2)が+となる。

8・職場の上役から、休日に引越の手傳いを頼まれたような場合があつたとしたら、あなたは、(1)いつも世話になつていいるのだから、進んで手傳いに行こうと思う。(2)行きたくはないが後のことを考えて、行かなくてはならないと思う。(3)たとえ上役であろうと、勤務外まで、私用の手傳いに行く必要はないと思う。(4)が-、(2)が0、(3)が+となる。

2・福利施設は、(1)経営者に感謝して利用したいものである。(2)組合が當然の権利として経営者に要求すべきものである。——(1)が-、(2)が+となる。

9・退職金は、(1)會社が功勞の意味でくれるものであるから、感謝して受取りたい。(2)賃金の後拂いだから、當然の権利として要求すべきものである。——(1)が-、(2)が+となる。

これらのうち、3項目が基本的なものであり、8項目はそこから派生してくる。経営者を親と考えるならば、上役を兄と看

労働者意識についての若干の問題

労働者意識を測定するための質問項目二〇を作り、各について解答二つ乃至三つを用意しておいて、無記名で解答のうち適當と思われるものに〇印をつけて貰つた。解答が二つの場合には、+・-、三つの場合には+・-・0で處理して、數的計量を可能にした。整理に際しては、これら二〇項を四つの部類に分屬せしめた。

労働者意識は、それが對象とする範囲によつて、經營内的なもの、それをこえる對社会的なものに分けることができる。更にこれら二つの部類を、近代的又は前期的意識を檢證するもの(以下近前と略す)と急進的又は保守的意識を檢證するもの(以下R-Cと略す)とに細分する。かくて四部類は經營内的な近前(以下A部類とよぶ)・R-C(B部類とよぶ)を、對社会的な近前(D部類とよぶ)・R-C(D部類とよぶ)を、尋ねるものから成り立つ。これら四部類に、諸項目がどのように分屬されているか等については述べよう。

A部類には八項目が所屬し、これらは更に三つに細分される。即ち第一は組合の必要性、第二は經營家族主義、第三は組合幹部選定の基準に關するものである。なお、次の各項目の上部に付されている數字は、それが質問紙に登載された順序を示すと同時に、以下において各項目を代表する符號として利用することにした。

(1) 組合の必要性は次のような型で質問された。

做すことは、自然であろう。2・9項目は、間接的にはあるうが、家族主義と關連している。日本社會の特性として、家族主義乃至封建的家族主義が指摘されることがある。このことを考慮に入れるならば、經營家族主義からの脱却は、労働者意識の近代性を檢證する基準として重要な意味をもつ。その他の面では近代的でありながら、この面では遅れているという事態を豫想しうる。

家族主義は原始社會の構成原理としては首尾一貫していた。しかるに社會が階級分化を含む段階では、それはこの分化をズエールして、隷屬の機構を心理的に合理化する原理として有效なものとなりうる。かかる家族主義は社會的實在から遊離し、現實を糊塗するという意味で、首尾一貫していない。かくて經營家族主義は近代産業における勞資關係の適切な理解を阻む。家族主義が正當化されるような原始社會では、單一の集團が複合的な多數の機能を擔當し、個人はいはば集團のなかに埋没していた。ところが近代社會では、個人は特定の關心に基いて、その範圍内で一定の集團に所屬しているから、集團の機能は自ら限定されている。そこでは、所謂公私の區別が確立されている筈である。従つて職階制に起源する指揮・管理的機能は、私生活に反映すべきではない。又會社での勞資關係は、勞働力の提供と賃金の支拂という契約的なものとして把握される。この契約は平等な人格者間で結ばれ、従つて恩恵と服従というような關係は含んでいない筈である。かかる理解に立脚すれば、福

利施設・退職金は賃金支拂の特殊形態として把握される。家族主義的の心情においては、これらは當然の權利として要求しうるものではなく、恩恵として受取られることになる。恩恵は服従を強制する。従つてそこでは、平等な人格關係は成立しない。家族主義は勞資關係或は職場關係を、一面的・對等的なものとして理解する道を塞ぐ。

(三) 組合幹部の選定基準に關する項目としては、次のものがあげられる。

5・組合幹部には、(イ)組合意識の高い人もよいが、それよりも、どちらかと云えば、辯の立つ人、顔のきく人、面倒をよくみてくれる人を選んだ方がよい。(ロ)組合意識の高い人を絶対に選ぶべきで、辯の立つ人、顔のきく人、面倒をよくみてくれる人などと云うことは二の次だ。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

6・組合で急に解決を要するような事態が起きた場合、(イ)組合員にはかるのはさておいて、テキパキとやる有能な幹部(役員)がよい。(ロ)たとえ遅れても、組合員にはかる幹部がよい。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

これらの二項目では、組合民主化の基礎となるボス的・獨裁的幹部の排除が問題となつてゐる。

なお、次の項目も同じ性格をもつ質問と解釋しうる。かつここでは、職階制の組合組織への導入の可否が尋ねられているから、その項目は經營家族主義とも關係してゐるともいえる。

4・職長や役付は組合の幹部(役員)に、(イ)なるべきでない。

(ロ)なつてもやむをえない。——(イ)が+、(ロ)が-となる。

職長・役付は末端ながら、經營權を委任され、會社の利益を代表することを職制的に強制されている。従つて彼らを組合幹部にすると、會社の利益が組合活動に反映するおそれがある。

この反映を排除しようとするのが「4+」である。この解答を解釋するためには、會社と組合との利益の背反が、論理的に前提とされなくてはなるまい。この背反はR-Cを檢證する20項目で問題とされている。従つて會社の利益から解放された獨自の組合組織を確立しようとする「4+」は、近ではなく、Rを示すことになる。(3) 近の問題は、兩者の利益の一致如何を含まない。即ち幹部として適任であれば、職長・役付たると否とを問はず、選任するという態度が近代的であろう。職階制の組合組織への直接的導入、職長・役付であるが故に、當然組合幹部になるべきだというのは前期的をされる。しかし適任であれば、幹部になつて差支えないというのは近代的となる。かくて「4-」を前とするのも適當ではなくなる。4項目をR-Cを檢證するものとしても、「4-」は0として處理した方が

よからう。「なつてもやむをえない」という解答は、「なるべきでない」ということを一應肯定しつつ、諦觀的に職階制の組合組織への導入を承認していると解釋されるからである。従つてCに該當する解答を新設する必要が生じてくる。(4) このような事情からして、4項目は整理に際して除外することにした。これら三つの小部類の得點は、それらに所屬する諸項目の平均によつてえられる。A部類のそれは、更にこれらを平均したものである。

B部類も三つに細分される。即ち第一は經營者との利益の一致如何、第二はストの是非、第三は組合運動の目的を問題としている。

(一) 經營者との利益の一致如何を問う項目としては、次の四つがあげられる。

14・團體交渉は、(イ)勞資對等の立場で行われるべきだ。(ロ)組合の立場を中心として行われるべきだ。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

15・産業合理化と云うことが最近云われているが、これについて、あなたは、(イ)合理化は、首切や勞働強化を招くから反對だ。(ロ)合理化は、會社の生産が上り、生活がよくなるから賛成だ。(イ)合理化は、勞働者のギセイがなければ、やつてもよい。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

18・われわれの生活を向上させるのには、(イ)會社の生産をあげることが、第一の條件である。(ロ)會社の生産をあげることよりも、組合を強化すべきだ。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

20・經營者と勞働者の利益は、(イ)一致するものである。(ロ)一致しない場合もある。(イ)全然一致しない。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

これらのうち、基本的なのは20項目である。利益が「全然一致しない」ならば、生活向上のためには「會社の生産をあげる」

勞働者意識についての若干の問題

よりも、「組合を強化すべきだ」。かかる型で18項目は20項目と直接關係している。従つて兩者+のは合致すべきである。しかし20項目は解答を三つ準備してあるが、18項目には解答は二つしかない。だから「20」が18項目のいずれの解答に結びつくかが問題となる。「18+」にも「20」の幾分かが入つてくるから、それは「20+」よりも多くなろう。同様に「18-」は「20+」よりも多くなる。「20+」がより少ないというのは、それに表出されているRが「18+」のそれよりも確固たるものであることを意味する。又「18-」は「20-」ほどCではない。即ち「18-」には、生活上の第一條件として生産増大を肯定するが、勞資の利益一致には疑念を抱くというものが含まれてゐる。かくてR-Cを檢證するには、20項目の方が適しており、18項目は20項目の解答が正確になされたか否かを檢討するに役立つにすぎないという風になるようだ。しかし兩者の解答として正反對なものが出たからといって、解答者が項目を理解していない、或は故意に誤答をなしたと推測するのは必ずしも當らない。組合活動が單位企業の基盤に立脚して、それを越える廣い社會的展望をもたない又はもたない場合には、會社の生産規模が組合要求の限度となる。この場合には「20+」が「18-」と並存しうる。即ち生産増大が第一條件となり、勞資の利益對立は二次的なものとなる。この場合の「18-」は組合活動を會社の枠内で展開しようとする意味ではCであるが、「20-」の意味でのそれではない。従つて「18-」は雑多な内容をもつ可

能性がある。このような理由からして、18項目は一應無視することにする。

「團交は勞資對等の立場で行われるべきだ」が、14項目では一になつてゐる。この解答は明らかに近代である。近を直ちにCとするよりも、近がRとCとの中間になるような仕組でR-C項目を作つた方がよいのではないか。(二B参照)「14+」は團交を階級闘争の一環として把握すれば、理解しうるようだが、そうだとすれば、それは「16+」と同じような性格をもつてゐるといえる。しかし16項目に比べて、14項目では質問の趣旨が明確を欠いている。従つてこの項目は除外した方がよからう。わが國では、産業合理化はややとすると技術的合理化より、むしろ勞働者の犠牲によつて遂行される傾向がみられた。この観点からすれば、「15+」は強ち不可解でもない。かかる傾向をもつ産業合理化に無批判的に賛意を表するものを一とするのはよからう。しかし15項目の(イ)を0として、その(イ)と區別するのは疑問がある。勞働者の犠牲がなくて、會社の生産があるならば、それはのぞましいではないか。兩者を區別するのは、技術的改善の超イデオロギー的意味を無視してゐるようだ。「15+」は先入観に基いて、合理化を何でも拒否する態度であり、偏狭ではないか。

かくして残されたのは20項目と「15-」である。「15-」は生産増加を生活向上を結び付ける點では、「18-」と類似しているが、前者は「20-」を前提とすると解釋されうるのに、「18-

1-」は必ずしもそうであるとは限らない。従つて「15-」の方が強固なCを示している。そこで「20+」をRとし、Cとして「20-」と「15-」のうち、原則として少數のものをとることにする。残餘は0となる。

(三) ストに關する項目としては、次の二つがあげられる。
12・組合の要求を通すためには(イ)ストライキによるのもひとつの方法である。(ロ)ストライキは絶対に必要である。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

17・經營者が團體交渉をひきのばしたり、應じない場合には(イ)あくまで團體交渉によつて問題を解決する。(ロ)組合として實力を行使してもやむを得ない。——(イ)が-、(ロ)が+となる。

「12+」は勞資間にはストによる以外には解決しえない對立があることを含蓄している。「17+」はこれと比べれば、むしろ「12-」に近い内容をもつてゐる。従つて「17+」が「12+」よりも低次のRであることは明らかだ。「17-」は事實上スト否定に通ずるようだ。20項目との關連でみると、「12+」はその+、「12-」は0と一を合したもので、「17+」は+と0とを合したもので、「17-」は-に當る。従つて12項目と17項目とを結合させて、「12+」をR、「17-」をCとし、殘餘は0とする。これは「12-」を「17-」を利用して、0と一とに分解することになる。又「12+」を利用して、「17+」を+と0とに分解するといつてもよい。この操作によつて、ストに對する態

度がより明白にされる。(10) それと同時に、解答が三分化される。(二) 次の項目は、組合をどのような性格のものとして把握しているかを明らかにする。

16・組合運動の根本的な目的は(イ)社會制度を變え、働らく者の社會をつくることにある。(ロ)組合員の經濟的な向上をはかり、組合員の權利を守ることにある。(ハ)勞資協力して生産を高め生活の向上をはかることにある。——(イ)が+、(ロ)が0、(ハ)が-となる。

「16+」は「12+」よりもRである。何故ならば、ストは近代社會の秩序の枠内においても存在しうるが、「16+」は組合をかかせる秩序を變革するための機關としてゐるからである。「20+」が「12+」に對應するとすれば、「16+」はそれよりもRである。即ち「20+」と「12+」の若干は、16項目では0のなかに入る。
B部類の総合的評點は、これらの三つの平均を出すことによつてえられる。

C部類には、次の二項目が屬する。

10・男女同一賃金について(イ)たとえ女でも能力が同じなら、賃金は同一であるべきである。(ロ)男と女では能力に差があるのだから、賃金も差があるのが當然であると思う。——(イ)が+、(ロ)が-となる。

7・天皇制について(イ)民主主義の社會では廢止すべきだと思ふ。(ロ)象徴としてなら残してもよいと思ふ。(ハ)國家の中心と

勞働者意識についての若干の問題

して當然あるべきだと思ふ。——(イ)が+、(ロ)が0、(ハ)が-となる。但しこの項目をC部類で利用する場合には、(イ)・(ロ)の區別を無視して、兩者を合したものを+とする。この區別を無視したのは(イ)は近よりもRを示すものとした方が適當だと考へたからである。

10項目は性別によつて異つた解答が出てくるから、性の混同してゐる場合には利用しえない。「7-」は家族主義的國家觀と無關係ではない。經營内的な家族主義に對應する對社會的なそれがそこに表出される。7項目と10項目との不同において、家族主義の跋行的な強さが立證されるだろう。これは「A二」と「A三」との關係と類似的性格をもつてゐる。

D部類には、次の三項目及び7項目の一部即ちその(イ)が含まれる。

11・軍需生産(イ)を盛にするよりも、平和産業を盛にすることの方が大切だと思ふ。(ロ)を盛にすれば、景氣がよくなるから賛成だ。——(イ)が+(ロ)が-となる。

13・中共との貿易について、あなたは(イ)賛成。(ロ)反對。(ハ)わからない。——(イ)が+、(ロ)が-、(ハ)が0となる。

19・重要産業のストライキを制限する法律(ストライキ規整法案)が問題になりましたが、それにあなたは(イ)賛成。(ロ)反對。(ハ)やむを得ない。

(イ)が-、(ロ)が+、(ハ)が0になる。

これらの諸項目を對社會的なR-Cを檢證する項目として

利用する場合には、解答の處理に修正を加えずにはならない。即ちこれら三項目の十は0とし、0はCに編入する。かくて0と一とは同じに取扱われるが、一の示すCはより強度のものである。これらの項目では、十の解答を選択するものが多数であるといふことは、そのなかに近のみならず、前の一部さえ入っていることを意味している。前がRになるのは不都合である。

(二B参照)

かくてこれら三項目では、Rが欠けることになる。これを補うものとして7項目のRが利用される。かかる操作によりRとCとに分けられたあとに残るものは0となる。

前述の二〇項目以外に、支持政黨を問う項目がある。支持政黨の問題は、對社會的R-Cを檢證するものと解される。D部類では、R-Cの兩端特にRが少く、中間が多いことからして、判然としない事態がこの項目を利用することによつて幾分明らかになるであろう。しかしこの項目はD部類から切り離して、獨立の部類として追加することにする。従つて部類は全部で五つになる。なお、この項目の處理に當つては、自由黨及び改進黨支持を「」、右派社會黨支持を〇、左派社會黨及び共產黨支持を+とした。これら以外の政黨及び支持政黨なしは、不解答者と同一の取扱をした。

(1) ここでなされてゐる研究の素材となつた調査のうち二工場についてのもは、前述の如く三枝、北川兩氏との協同によつてなされた。従つて著者の意圖のみを貫徹するこ

とは、本旨でなかつた。協同研究では、労働者意識の近一前・R-Cの檢證は問題にされたが、經營內的・對社會的意識の區分はなされなかつた。かかる企圖からして用意された諸項目のうちから、この論文では對社會的なものを抽出し、更にそれを近一前・R-Cに區分した。従つてこの分類は困難であり、適切さを欠いてゐる。後述する新潟縣下の二工場についての調査に際しては、項目を若干修正したが、協同研究の二工場と比較するために、大幅な變更はなされなかつた。

協同研究の場合には、後述する項目番號の1から10までは近一前を、11から20まではR-Cを檢證するものとした。しかし詳細に検討すると、このような配當には問題がある。例えば、4・7項目はむしろR-Cを檢證するに適しており、11・13・17・19項目はCを示しうるが、Rを檢證しえないようだ。(後述参照)質問項目の適否の批判が随所で行なわれているが、これらを手掛りとして、今後の機會により整備された項目を用意して、研究の改善を期したいと思つてゐる。

(2) マニユファクチュア段階では、労働者は彼に人格的に附着してゐる熱練を以て、個人的にも資本に對抗する餘地があつた。しかるに機械の導入と精巧化された分業組織は労働者からこの對抗力を奪うと共に、資本の力を強化した。かくて失われた兩者の間の力の均衡は、労働者に組合の必

要性を痛感せしめる。近代産業では、勞資間の力の均衡は組合の存在によつて辛うじて保たれており、これによつて労働者は資本に對して人間としての價値を主張しうる。

(3) かくて「4+」は「20+」と略同數になるのが當然である。しかし「20+」の方が多くなつてゐる。これは、「4+」が家族主義についてのRを示していることに原因するのではないか。家族主義的傾向の跋行的な強さは、組合民主化については近代적でありながら、3・8項目では一の解答を選択してゐるという事例においても見出せる。

なお、「4+」がRであるといふことは、他のA部類項目の十に比して、それが少いといふ事實によつても裏付けられてゐるようである。(二B参照)

(4) 新潟縣二工場の調査では、+を緩和して「ならない方がよい」とし、「なるのが當然だ」を-、「なつても差支えない」を0とした。+を緩和したのは、利益の不一致があるとしても、職長・役付が會社よりも組合に忠實であるならば、その幹部として適任であるといふ事情を考慮したからである。

(5) 實際には、「200」の大部分は「18-」に入つてゐるから、「18-」は「20-」よりも遙かに多くなる。

(6) 後述のN工場では、「20+」でありながら、同時に「18-」である事例を幾つか見出せる。ここに中小工場の隘路が、大工場に對するその労働者意識の特殊性が指摘されう

労働者意識についての若干の問題

るようである。

(7) Iでは「14+」の數は十のうちの最低であり、「16+」に比べてさへ大分少い。これはこの項目の不明確さを示してゐるのではないか。

B部類には七項目が所屬するから、そこでの最高得點は七になる筈だが、Iでの實際のそれは五點である。これが三名、四點が九名である。これらにおいて、どの項目が1・0・Nになつてゐるかをみると、次の通りである。

項目	14・-	15・0	16・-	16・0	20・-	20・N
實數	8	4	2	5	1	2

20項目は小數であるし、「16+」は極度のRを内容とするから、これらについては問題はさしてない。最も問題なのは最多數を占める「14-」である。「150」についてはすぐ次の本文でふれる。

(8) 例外はI職員の場合である。何故かかる原則をたて、かつ例外を設けたかについては後述する。

(9) このことは「B三」と20項目乃至は「B二」とが機械的に相關することをいつてゐるのではない。そうだとすれば、兩者は重複する。相關はより複雑な型をとる。だから經營內的なR-Cを檢證するために、兩者が共に必要なのである。

(10) 「12-」はIでは七割、Yでは六割である。従つてI

の方がストに對して消極な態度をとつてゐるようになり、
るところが「17」では逆にIが一割、Yが四割となつ
てゐる。兩項目の單純な平均ではなく、それらの綜合によ
つて事態が明らかになる。

(11) 「7」はI・Y共に「割程度」しかない。しかもこ
れを選択したものは、殆どD部類の全項目で十に解答して
ゐる。と同時に、例外なく「左社」或は「共」を支持して
ゐる。天皇制廢止は觀念的には近かも知れぬが、實踐的に
はRである。

(12) 「19」をCとすることは大して問題とはなるまい
が、「わからない」(13)をそうする理由については、「三
註6」を参照。

B

本論文の主題は、四工場における労働者意識の比較的研究で
ある。比較は工場を單位としてなされるのみならず、工場内
における男・女別、工・職員別及び組合幹部・平組合員別で行わ
れる。これらにおいて、前述の五部類がいかなる型をとつて現
れてゐるか、それらがどのような體系で配置されてゐるかをみ
ようとする。研究に當つては、出てくるであろう結果について
大凡の見透を立て、これに即するようなやり方で、研究を進め
た。しかしこのことは事實を假設の狭い枠に押し込めようとする
ことを意味しないのはいうまでもない。事實、豫め想定した
見透とは異なる結果が幾つか出てきた。しかしこれはむしろ豫
期したとてさへある。それにも拘らず、見透を立てたのは、

研究の焦點を限定しようとする趣旨に基いてゐる。以下この見
透し乃至は假設の若干を述べることにする。

労働者意識の各部類或はそのなかの諸項目相互の間には、或
程度は平行關係があるものと想定されている。従つて過度の差
異がある場合には、跛行性が指摘される。特に近前とR
Cとの間で注目すべき相關があるように思われるから、主にこ
れについて述べることにする。これら兩者の關係について次の
ような假設を立てた。前はCに對應するが、近は必ずしもRと
結び付かない。例示すれば、組合を必要とする見解は近であ
るが、この見解は組合を經濟獨争乃至は勞資協力の機關だとす
るO或はCにも、それを社會制度變革の手段としようとするR
にも結合する。即ち中間を一應無視すれば、前者では近・C、後
者では近・Rという型が抽出される。従つて近についての得點
は、Rのそれよりも少くなる筈である。換言すれば、Rの解答
を選択するものは、近のそれを選択するものより或程度少數に
なるのが正常である。Rが近より多い又は程度を越えて少いと
いうような過度の差異があれば、跛行性が指摘される。

これら兩部類の組合せは、近・R、前・C、近・C、前・R
の四つからなる。跛行性は特に、後の二つの型で問題となる。
跛行性は兩部類の相互間においてのみならず、それらの内部で
も問題となりうる。わが國において濃厚だとされる家族主義的
傾向の故に、これに關係する項目で、前乃至はCが相對的に多
いという様相で、跛行性が問題となる可能性がある。例えば、
A部類内部での經營家族主義と組合幹部選定の基準との、C部
類での7項目と10項目との關係が、これに該當する。又跛行性

の注目すべき様相の一つとして、次のことが指摘されるかも知
れない。前述の家族主義的傾向からの脱却の困難と民主主義
的訓練の不足などからして、労働者の多くは前期的意識をもつ
てゐるとも豫想される。それにも拘らず、組合運動の活潑なと
ころでは、急進的態度が培われてゐるのではないか。そうだと
すれば、前・Rという型の跛行性が見出されるのではないか。
Rは近とは無關係ではなく、近の地盤でのみ確固たるものとな
る。従つてこの跛行性では、Rは近という裏付けのない脆弱な
ものと考えられる。かかる問題を乏しい資料を以て、一般的に
取扱ふことは危険である。この研究が實證しうる範圍で、問題
を展開することに努める。

労働力の主軸が、Iでは屈強の男子獨立労働者であり、Yで
は年少の女子非獨立労働者である。このことからして、兩者の
間には、各項目について得點の相異即ち意識の高低が見出され
るのではないかと豫想される。IはYに比し、近・Rとな
り、従つてYは相對的に前・Cとなる。しかしYのこの低さ
はそう大きく見積りえないようだ。何故ならば彼らの半數近く
が、東京出身者であり、所謂農村的遅れを工場生活にもち込む
ことが、少いとみられるからである。又年少女子の特性として
非現實的な觀念的態度が出てこないか。Yでは、性別の比較が
可能であるが、これはどうなつてゐるか。Yの男子のみについ
て、Iと比較すれば、どうであろうか。

職員は工員に比し、相對的に近・Cの型を示すのではないか

労働者意識についての若干の問題

と思われる。逆にいえば、工員は前・Rという型になる。その
理由のうち二つは次のようなものである。一つは、職員の學校
教育の程度が高いということである。これは近代意識を培う
に、好適な條件となる。他の一つは、彼らにとつて職階的昇
進の見込があり、經營者たる地位に就くものぞみなくはない
ことである。これは組合に依存しない態度を可能にする。垂直
的移動が個人的に可能である限り、團結の力を冷淡視しうる。
更に經營者との接觸が密であり、經營權の一部を委任されてい
る場合がある。これは彼らに經營者との一體感をもたせる。

組合幹部と平組合員との比較では、工・職別のそれとは逆に、
幹部は相對的に前・Rの型をとることが考えられる。何故なら
ば、彼らは組合機構の壓力によつて、急進的であることを強制
されるかもしれない。Rであることが、幹部たる地位を獲得保持
せしめる根源となつてゐるということもありうるようだ。

(1) 本論文が素材とした調査は、川崎市のI自動車・東京
都のY毛織・新潟縣三條市のN工具・K戸車の四工場を對
象とした。これらのうちN・Kについては後で一括して述
べることにする。

(2) 4・7項目の+をRとし、11・13・19項目の+をRで
ないとする一つの根據は、それらを選択するものの數の大
小にある。

(3) I・Y労働者の學校教育の程度を工・職別にみると、
次の通りである。全體の實數は三〇〇名であり、うち工員
はIでは二三八名、Yでは二五九名、職員はIでは六二名、

Yでは四一名である。数字は百分率を示すが、以下特別の附記のない場合は同様である。表中のNは不解答者を意味している。

N	全體				職員				工員			
	I	Y	I	Y	I	Y	I	Y	I	Y	I	Y
7	7	20	11	51	4	7	2	5	5	5	8	8
4	4	14	5	66	7	2	5	5	5	5	8	8
9	35	35	3	16	2	5	5	5	5	5	8	8
5	17	27	5	41	5	5	5	5	5	5	8	8
6	1	17	12	59	5	5	5	5	5	5	8	8
4	1	12	5	70	8	8	8	8	8	8	8	8

三

前述の手續によつて、I・Yの全體についての比較を行う。これらについての諸項目の集計を整理して、四つの部類に分屬せしめる。

A部類 (一)組合の必要性(1項目)を否定するものは兩者共に殆どない。かくて比較の問題となるのは、この必要とする組合の性格をどのようなものとして觀念しているか(16項目)である。

(二)經營家族主義について直接的に尋ねている3項目では、兩者共に四割強が經營者は「親のようなもの」だという考え方を

Y	I	+ - N	差
53	67	1	14
40	27	6	13
7	6		1
18	40		22

A部類を整理すると、Iが高くなる。ここでは3・8項目が一般的に低いことは、家族主義の跋行的強さを示している。

B部類 (一)生活上のためには組合を強化すべきとするもの(18+)は、必ずしも經營者との利益の不一致(20+)を前提としていない。これは、中間的解答が20項目には用意されているが、18項目には缺けているからである。この「20」のうち、Iでは二割、Yでは三割が「18+」に入ってくる。その大部分は「18-」となる。従つて「20-」が「18-」より當然多くなる。經營者との利益一致「20-」と産業合理化の無批判的肯定「16-」との關係は、IとYとは異なる。即ちIでは前者が後者よりも多いが、Yでは兩者が略同数になつている。Iでの「20-」は産業合理化を無批判的に肯定する程にはCではない。従つて同じく「20-」に屬していても、IとYとはその保守性の強度が異つてくる。従つて「16-」を利用して、兩者のCを檢證するのが困難となる。従つて保守性のより強いもの即ちIでは「16-」を、Yでは「20-」をCとする。

(二)「17-」で兩者の相異が顯著であるのは注目しなくてはならない。スト否定的態度は、Yの方が遙かに強い。

(三)前述のように、組合の必要性(1項目)は兩者共殆ど例外なく肯定しているが、この組合の性格をいかなるものとして把握しているかを問題とすると、若干の相異が指摘される。か

労働者意識についての若干の問題

を抱いている。ここでは前期的意識が相當濃厚に表出されている。これを反映して、職階制を私生活にもち込もうとする傾向も強い。この8項目では、Iの方が前期性が強い。Yでは「3-」に比べると、「8-」は少いが、Iではこの二つが略同じになつている。(2)Iでは、職階制の權威が相對的に確立されているようである。福利施設・退職金に關する2・9項目は、家族主義と少くとも間接的には關連しているが、これらの一は兩者共に一・二割程度である。この二項目と3・8項目との間の跋行性は、家族主義的觀念をもちながら、權利を主張するといふ矛盾的事態を示している。これら四項目を平均すると次のようになる。

Y	I	+ - N	差
66	59	1	7
26	31	1	5
17	19		2
40	28		12

(三)ところが組合幹部の選定基準に關する5・6項目では逆にIの方が高くなつていて、この二項目を整理すると、次の通りである。

Y	I	+ - N	差
40	74	1	34
53	22	4	31
7	4		3
13	52		39

Yでは、ボスのな特に獨裁的幹部が愛好される傾向がみられる。これに反してIでは、組合意識の高い民主的な性別、年令別には同質のものが多く、Yでは多數の年少女子と少數の成年男子との對照があるのと無關係ではないようだ。

かる組合觀を問う16項目のCは、「20-」に大體對應している。「16-」との關係をみると、Iの「20-」はYのそれよりも、Cの程度が弱く分る。従つて「16-」でもYの方が強いCを示しているといえよう。組合を社會制度變革の機關とするもの(16+)が、Yに壓倒的に多いが、これらは果して項目の趣旨を理解してなされたか或は單なる觀念的な意見にすぎないのではないか——疑問が生ずる。これらの二點即ち「16-」が強いCを示すということ及び「16+」が確立されていないようだということからして、この項目についての、Yの高さは割引がななくなくてはなるまい。しかし「B二」では、Yはストに對して過度の保守性を示しているから、「B三」での過大は、「B二」での過少によつて相殺されるようだ。

B部類は次頁圖表のよに整理される。兩者の差異が顯著なのは、「B二」と「B三」とである。前者ではIが高く、後者ではYが高い。Yの跋行性は「B二」ではCに、「B三」ではそれにはRに傾いている。二つの跋行性が反對の方向で對峙しているの、それらの効果は相殺される。B部類の三區分の一つでI・Yの適切な比較をしようとすれば、Yの跋行性が介入してない「B一」をとらなければならぬ。B部類特にその一・二で、Yは兩端が多く、中間が少い。ところがIでは、中間が六割程度を占めている。Yは、Iに比べて異質的な分子を含んでいるといえる。

三區分を綜合して、B部類全體についてみると、Iの得點が

平均		三		二		一		+	-	0	N	差
Y	I	Y	I	Y	I	Y	I					
28	20	21	7	33	28	30	24					
32	18	29	34	42	12	25	7					
33	61	45	58	20	59	35	66					
7	1	5	1	5	1	10	3					
-4	2	-8	-27	-9	16		17					

より高くなつてゐる。ところが単純平均(註1参照)では、Yの得点の方が高い。この相異はYの方がより低い15・17項の項目の+を除いたことなどから生じてきた。単純平均よりも、ここでなされた計算の方が、事態を正確に把握しようとする。 (二A参照) 単純平均の場合には、IはA部類で高く、B部類では低くなるが、ここではそれは双方で高くなる。

C部類 即ち對社會的な近前を檢證するものとしては、7・10項目が利用されるが、男女同一賃金の問題(10項目)はここでは除いた方がよい。それは性別で相異が大であるから、同性間の比較に限定して用いるべきであらう。かくて7項目の+と0とを合したものを近とし、その一を前とする。

Y	I	+	-	0	N	差
55	72	+	-	0	N	差
42	27					
3	1					
13	45					
27	51					

Iの方が對社會的には近代的である。「1」は家族主義的國家觀を示しているから、それは經營家族主義の肯定(3・7)と或程度の関連をもつている。Yでは「7-」は「3-」と同数になつてゐるが、Iでは前

者が後者より大分少い。即ちI労働者は經營内には家族主義を濃厚にもつてゐるといえるが、對社會的にはそうはいえない。D部類 YはB部類で両端に集中し、中間が少かつたが、これは7項目にも當嵌まる。従つて「7+」を社會的Rとして利用する場合には、RはYの方が多くなる。しかしYでは「7+」は社會主義を肯定するもの(16+)より小であり、全項目の+のうち最小である。これと「7-」がIより遙かに多いといふことを併せ考へるならば、天皇制の問題で、Yは保守的・前期的傾向をもつといえよう。中共貿易についての13項目では、Yに「わからない」が多いことが目立つ。これは、Y労働者のうちに時事問題的知識を缺いているものが多いことを示す一つの事例となる。19項目は「B二」と関連する。「經營者が團體交渉をひきのばしたり、應じない場合」にも、實力行使を否定するのは一般的なスト否定になる。これに對して、重要産業に限つてストを制限するのは、特殊な場合のスト否定である。従つて「B二」のよりも、19項目の+と0の合計の方が多くなるべきであらう。Iでは後者が多いが、Yでは前者が多くなつてゐる。かくてD部類を整理すると、上表のようになる。ここでも、Yは中間が少く、両端が多い。

Y	I	+	-	0	N	差
11	9	+	-	0	N	差
24	10					
58	77					
7	4					
-13	-1					

支持政黨についてみると、次のようになる。「左社」が最大であり、「右社」がこれに次ぐという型は、兩

Y	I	+	-	0	N	差
97	55	+	-	0	N	差
10	4					
20	29					
33	12					
27	51					

支持政黨の問題をも入れて、五つの部類の「差」を比較すると、左の通りになる。

Y-I	Y	I	別類部
27	13	40	A B C D 政
6	-4	2	
32	13	45	
12	-13	-1	
24	27	51	

者に共通である。しかし差引では、Iが大となる。YではNが多いが、解答者だけについてみても、Iの方が急進的である。かかる政黨支持の様相は前述の諸項目の解答の如何と関連している。

二二〇名)のみをとつて、A・B部類の各四項目(1・3・8・4及び20・18・16・12)の相關を示すと、下段の圖表のようになる。近前を檢證するA部類とR・Cを檢證するB部類とは、平行する傾向をもつが、この平行は或程度AがBより大となる關係で、現れるのが正常であるという假説を立てた。(二B参照) この正常の範圍をどこまでとするかは問題であるが、一應同點及び△▽Bの三點相異までとする。従つて△▽Bの四點相異以上は近-C、△△Bのすべては前-Rという型の跛行性を

労働者意識についての若干の問題

B>A		B<A		B=A		同	點	相	異	する	點	數
Y	I	Y	I	Y	I							
				20	13							
9	9	21	19					1				
6	4	16	18					2				
3	2	16	17					3				
1		3	8					4				
		3	6					5				
		1	1					6				
		1	2					7				
			1					8				
19	15	61	72	20	13							計

示すものとされる。すると、正常型はIでは六七、Yでは七三となる。異常型は左の通りである。なお、△▽Bの相異の平均は、兩者共五點であるが、△△BのそれはIでは一・七點、Yでは二點である。これを考慮すると、△△Bの兩者の相異は加重される。かくて相對的にみると、Iが近-C、Yが前-Rという對照が出てくる。かかる對照がYで女子が過半を占めているのかどうかというようなことは、後述に委ねる。

(一) Iの従業員約四千のうち三三三を、Yそれ約千四百のうち三二六を抽出して、調査對象とした。これらのうち工・職員別、男女別、組合幹部・平組員別不明のもの及びそ

Y-I	引 差		N		0		-		+		項 目
	Y	I	Y	I	Y	I	Y	I	Y	I	
1	96	97	2	1			1	1	97	98	1
-2	6	4	10	12			42	42	48	46	3
-24	29	5	6	5	5	4	36	43	59	48	8
-22	-39	-61	9	5			65	78	26	17	4
-12	68	56	8	10			12	17	80	73	2
35	15	50	7	6			39	22	54	72	5
95	-40	55	8	3			66	21	26	76	6
-9	55	46	5	8			20	23	75	69	9
7	24	31	7	6	1	1	34	31	58	62	均平
-7	7	0	13	10	34	42	23	24	30	24	20
-16	-12	-28	6	8			53	60	41	32	18
-19	-8	-27	5	1	45	58	29	34	21	7	16
-14	-29	-43	5	1			62	71	33	28	12
-79	-12	-91	6	1			53	95	41	4	14
26	-11	15	10	3	51	68	25	7	14	22	15
64	11	75	5	1			42	12	53	87	17
-6	-8	-14	7	4	15	24	41	43	33	29	均平
4	84	88	6	6			5	3	89	91	11
13	-31	-18	3	1	44	63	42	27	11	9	7
27	58	85	6	2	28	11	4	1	62	86	13
32	47	79	11	3	26	12	8	3	55	82	19
-9	57	48	5	4			18	24	77	72	10
14	42	56	6	3	20	17	16	12	58	68	均平

の他若干を除いて、I・Y共に三〇〇をとり、これらについて各項目毎の集計をすると、右圖表のようになる。

(2) I 工具では、Yと同様に「3」が「8」より多い。逆の関係はI職員でのみ見出される。従つて8項目の得点でのIの低さは、その職員によつて作り出されている。

職員で、「8」が相対的に多いのは、どう解釋したらよいかについては後述する。

(3) スト否定は特に女子によつて支持されている。同様な傾向はN工具においてもみられるが、解釋は異なる。前者では女子の観念的・感情的なものが、後者では中小企業の特

殊性が問題となる。

(4) Iでは、十の最小は14項目であり、これに16項目が続き、7項目は第三位である。Yで、「16」が「7」よりも多いという事は「B三」に表れたその急進性を、控え目に見積らなくてはならぬ理由の一つとなる。

(5) 後述するように、この傾向は特に女子において顯著である。

(6) 不解答者(N)はYに多い。13項目の「わからない」と支持政黨「なし」をこれに準ずるものとする、Iとの差は更に大きくなる。特に差が顯著なのは、産業合理化・ストライキ規整法に関する15・19項目である。これは、これらの問題についての知識の欠如を物語っているといえる。逆に、Iの方にNが多いのは、3・2・9・18の四項目にすぎない。これらは意味が理解しにくいというよりも、いづれに答えるかの判断が困難な項目である。

「B二」の一として、Yでは「15」ではなく、これより小なる「20」をとつた。「産業合理化」の意味がYでは充分に理解されていないのではないかと、このことを考慮して、この處置がとられた。ところが13項目では、「わからない」が一として取扱われる。かかる取扱は、19項目の一と0とを合計したものが13項目のそれと略一致するという事實によつて幾分正當化される。

(7) これがYで表れるスト問題についての保守性を、控えめ労働者意識についての若干の問題

目に見積らなくてはならぬ理由の一つとなる。

(8) その詳細は次の通り。

Y	I	
8	2	由自
2	2	進改
20	29	社右
37	53	社左
0	2	産共
1	1	他其
19	8	しな
13	3	N

(9) 支持政黨と二〇項目或いはA・B・C・D部類との關係についての詳細は、紙数の關係上割愛せざるをえない。Iを例にとつて、二〇項目と「政」との關係を簡単に述べると、次のことが指摘される。両者の約六割宛は同一領域(得点1-8)に位置し、社會黨独自の領域を形成している。しかし両者の約三割宛は、夫々固有の領域を占めている。即ち「右社」では、それは「自・改」と類似の領域(得点1以下)、「左社」では、それは「共」と類似の領域(得点9以上)である。この例外「右社」では9點以上、「左社」では1點以下は、兩社共に一割にも満たない。これと同じ傾向は、各部類別の諸項目についても多少ともみられる。これを示すと、次頁圖表のような数字があげられる。「右社」の固有領域は、同一領域より少い得点領

域であり、「左社」のそれは、同一領域より多い得点領域である。經營內的に、比較的急進的な態度をとるもの(得点1-5)が「左社」に多いのが特に目立っている。

諸項目	A		B		C・D	
	左	右	左	右	左	右
政黨	80	84	78	62	83	89
同一領域	19	8	9	36	16	9
固有領域	1	8	13	2	1	2
例外						

(10) 「政」を對社會的なR-C部類として考慮に入れればかかるC・D間の不均衡は概ね修正されるだろう。

(11) 各種労働者のうち比較的非常型とみられるのは、どれであるかについては後述する。かかる正常型を假定することによつて、各種労働者の性格を一層はつきりと示すことができる。

追記 調査表は協同で作られ、それを素材とする分析に際しては、独自の假設が立てられた。假設の趣旨が質問項目作成の場合に、充分には貫徹されず、分析は専らそれに基いた。これは項目の處理・分析に若干の無理を生ぜしめた。「二A」でなされた質問項目の反省によつて明らかになく、筆者の見解からすれば、不備と思われる箇所が少くはない。これらの幾つかは分析の過程で氣付かれた。又この結果によつて假設自體も検討された。新しい・より整備された假設に基いて、これを檢證するのに適當な調査方法で、この小論で展開されているような研究を再び實施する準備ができた。労働者意識を經營内と對社會とに類別し、これら近-前とR-Cとに細分することは同様である。しかし質問項目は徹底的に變更され、これら四部類に夫々五項目宛が分屬された。處理の仕方についても、同様なことはいえる。各部類及びそのなかの諸項目の相關の状態等によつて、労働者意識の幾つかの類型をひき出し、それらの各に對應する社會的環境の究明にまで進みたいと考えている。なお、續稿の登載は若干遅れる豫定である。

英連邦の統一についての の覚え書 (上)

矢内原 勝

- 1 帝國から連邦への移行
—アジアの新自治領の成立—
- 2 連邦の統一意識發生の歴史的基盤
—新自治領におけるその可能性—
- 3 連邦統一の紐帶
—クラウンに對する忠誠—
- 4 眞の紐帶は何か
—ダットの見解—
- 5 眞の紐帶は何か
—ダットの見解—

英連邦の統一についての覚え書 (上)

1 帝國から連邦への移行 —アジアの新自治領の成立—

譯語に ついて。 英 連 邦 = British Commonwealth
 英 本 國 = United Kingdom
 大ブリテン = Great Britain
 イギリス = British
 自 治 領 = Dominion
 南ア連邦 = Union of South Africa

第二次大戦後の國際關係の顯著な特徴の一として、後進國各地域の激烈な民族主義の勃興と新しい獨立國の生誕が指摘されている。そして又、もう一つの特徴として、國際勢力關係における米ソ二大國の壓倒的進出が考えられる。このことは逆に云えば、その他の諸國の勢力の相對的凋落ということであり、英帝國もまたその例に洩れない。嘗て世界最大の植民帝國であった英帝國は、英本國 (United Kingdom) の經濟的、政治的、また軍事的勢力の衰退と相俟つて、その植民地各地の獨立運動に直面し、自らの帝國構造に著しい變化を蒙らざるを得なかつた。英帝國 (British Empire) より英連邦 (British Commonwealth) への變化と云ふことは、この構造變化に應じての名稱の變更に外ならない。帝國 (Empire) は植民本國と植民地より構成されており、本國の經濟的繁榮は植民地よりの搾取に負う